

# ビニリデン協だより

No.86

## 食品衛生法のポジティブリスト(PL)制度について

一般財団法人化学研究評価機構  
食品接触材料安全センター 企画調整室長  
梶原 健世



### ＜はじめに＞

食品衛生法では、「器具とは、飲食器、割ぼう具その他食品又は添加物の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列、授受又は摂取の用に供され、かつ、食品又は添加物に直接接触する機械、器具その他の物をいう。

容器包装とは、食品又は添加物を入れ、又は包んでいる物で、食品又は添加物を授受する場合そのまで引き渡すものをいう。」  
と定義されています。

日本では、器具の定義が広く、単に食器などを言うだけではなく、食品の製造装置やタンク、加工機器なども含みます。また、中身とともに引き渡されるのが容器であり、空のまで取引されるものは、法律上は器具となります。ただし、器具と容器包装で関連する制限等はほとんど変わりません。

なお、本稿中の見解は著者個人の責任で記したものであり、所属する組織を代表するものではないことを念のため申し添えます。

### 1 食品衛生法改正の背景

1947年に食品衛生法、1959年に食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)が定められ食品用器具・容器包装の規格が定められて以降、日本では、法的には、使用してはいけないものの管理(ネガティブリスト制度)が行われてきました。

一方、世界ではネガティブリスト制度で管理している国は少数派であり、米国、欧州(EU)をはじめ、オーストラリア、ニュージーランドや、アジア諸国の中中国、インド、インドネシア等でも、使用して良いものの管理(ポジティブリスト制度)を導入しています。

今回の食品衛生法の改正は、HACCP(ハサップ)の導入なども含む幅広いものでしたが、先述のような背景もあり、日本でも国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制を整備することが検討され、2018年6月にポジティブリスト制度への移行を示した改正食品衛生法が公布されました。まずは使用量の多い合成樹脂製器具・容器包装を対象にポジティブリストが制度化され、2020年6月1日、我が国においてもポジティブリスト制度が施行されました。

## 2 器具・容器包装に関するポイント

食品衛生法改正における、器具・容器包装に関するポイントを整理します。

まず、「器具容器包装の「合成樹脂」である原材料には、国の定めるポジティブリスト収載物質以外の物を使用してはならない。」いわゆるポジティブリスト制度が定められました。

次に、容器等の製造事業者は一般衛生管理が義務付けられました。これまで食品事業者にのみ課せられていた一般衛生管理が、器具容器包装の製造事業者にも課せられました。これは、合成樹脂製に限らず、すべての素材に適用されています。紙や天然素材の器具容器包装も、一般的な衛生管理は必要です。加えて、「合成樹脂」製の容器等の製造事業者は適正製造管理が義務付けられることになりました。ポジティブリストに適合した原材料を管理すること、適切な情報管理などが求められています。

また、「合成樹脂」製の容器等の販売、製造、輸入者は、原材料がポジティブリストに適合していることを、販売先に情報伝達しなければなりません。一方、原材料メーカーは、容器等を製造するものから要請があったときはポジティブリストに適合していることを説明する努力義務があります。

先ほどの、器具容器包装の製造者が「義務」であったのに対して、原材料製造者は「努力義務」となっています。これは、食品衛生法でいう、「営業」の範囲が、原材料の製造者には及ばないためです。とはいえ、原材料がポジティブリストに適合しているかがわからないことには、器具容器包装の製造者は、その先に情報を伝達することができません。よって、実質的に、情報伝達をしなければ、食品用途には使えないということになります。

また、合成樹脂製の器具又は容器包装を製造するものは、自治体への届け出が必要となります。これは、保健所の指導の対象になるということを示しています。

最後のリコール情報の届出ですが、これは、食品を含め、すべての事業者に課せられたものです。ただし、器具容器包装の場合、市場に出ていないもので、事業者間で回収されるものは、この届出の対象ではありません。

食品衛生法は、2018年6月に改正され、ポジティブリスト制度が導入されることになりました。食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示370号)は、法第18条第1項に基づき制定されていますが、ポジティブリスト制度に関して、第3項が新設されました。

「政令で定める材質の原材料であって、これに含まれる物質(その物質が化学的に変化して生成した物質を除く。)について、当該原材料を使用して製造される器具若しくは容器包装に含有されることが許容される量又は当該原材料を使用して製造される器具若しくは容器包装から溶出し、若しくは浸出して食品に混和することが許容される量が第1項の規格に定められていないものは、使用してはならない。」とされています。

ここで、「政令で定める材質」とは、食品衛生法施行令第1条で、「合成樹脂」と定められています。「第1項の規格」とは食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示370号)で定められる

ポジティブリストのことを示しており、具体的には別表第1として定められています。

第18条第3項の「ただし、」以降は、いわゆるバリア機能のことを言っています。人の健康を損なう恐れのない量とは、令和2年4月28日厚生労働省告示第195号で、食品中濃度として、0.01mg/kg、10ppbと定められています。食品非接触層に限って、食品への移行が10ppb以下であれば、ポジティブリストに収載されていないものを使用してもいいとされています。食品接触層には適用されません。

ポジティブリスト制度は、改正法の公布後2年以内に施行されることが定められていたことから、2020年6月1日に施行されました。名称整理や収載状況に改善の余地を多大に含むものであったため、施行日から5年の経過措置期間が定めされました。この5年の経過措置期間に、ポジティブリストを完成させるということで、未収載物質に関する意見募集が行われ、令和3年(2021年)12月24日に整理された結果が公表されています。

ポジティブリストの運用に関しては、細かな取り扱いについて施行通知が出されました。運用上、さまざまな問題があることが事業者、団体から指摘され、同時に見直しの検討がなされてきました。「ポジティブリスト制度におけるリサイクル材の考え方の整理」もその中の一つです。令和4年(2022年)4月26日 新しい考え方のもと整理されたポジティブリスト案が公表され、意見募集が開始されました。

改正ポジティブリストは、令和5年(2023年)11月30日に告示され、この告示に間に合わなかった物質の追加が令和6年(2024年)9月27日に告示されています。そして、令和7年(2025年)6月1日に施行されました。

### 3 改正ポジティブリストの考え方

ポジティブリスト制度の対象である「合成樹脂」とは、どのように定義されているでしょうか。もともと、日本の食品衛生法の規格基準では、合成樹脂とゴムは別々に取り扱われてきました。現在でも、溶出試験等の規格基準は別々に制定されています。

これらは、ポジティブリスト制度を導入するにあたり、改めて整理されました。「熱可塑性があるもの、ないもの」、「ゴム弾性があるもの、ないもの」の二つの観点で整理されています。いわゆる、熱可塑性のない弾性体を「ゴム」として、合成樹脂には含まれないものとされました。

実は、日本の食品衛生法にポジティブリスト制度を導入するにあたって、国会において、「合成樹脂以外の材質についても、リスクの程度や国際的な動向を踏まえ、ポジティブリスト化について検討すること」との決議がなされています。

合成樹脂以外の材質についても、順次ポジティブリスト制度を導入していく方針が既に定められています。

合成樹脂の範囲として、ポジティブリストの管理対象となるもの、管理対象外となるものをまとめたのが次の表です。

大分類	小分類	物質例	PL対象
無機物質	金属	鉄、銅、アルミニウム	対象外
	非金属	ケイ酸塩、炭酸塩等	対象外
	未精製の無機物	岩石、土、砂	対象外
天然有機物	未精製の天然物	植物、抽出物	対象外
	天然高分子物質	植物繊維	対象外
	精製された天然低分子物質	油脂、脂肪酸	第2表 (添加剤)
有機物質	合成有機物	合成有機高分子物質(固体)	ポリマー(合成樹脂) ポリマー(ゴム)
		合成有機高分子物質(液体)	PEG、ポリグリセロール
	合成有機低分子物質	—	第2表 (添加剤)

原則としては合成有機物を対象とすることとしており、合成有機高分子物質で固体のものを、基材ポリマー、基材として、ポジティブリストの第1表に整理することにしています。「基材」という表現は、今後合成樹脂の基ポリマー以外の材質も取り扱っていく可能性を示唆したものです。

また、添加剤として、合成された有機低分子物質、および合成有機高分子物質ではあるものの、器具容器包装の主成分とはなりえない常温で液体のものが第2表で整理されています。

また、天然物ではあるものの、精製されて化学物質として同定されている物も管理の対象とすることとされました。精製された天然低分子物質とは、例えば天然油脂由来ではあるが、ステアリン酸や、その他脂肪酸との混合物のように精製されたものなどのことです。

一方、金属、非金属などの無機物質は、合成樹脂のポジティブリストでは取り扱わないこととされました。また、化学物質として同定が困難な未精製の天然物、天然高分子物質も対象外とされました。

これら、対象外の物質は、合成樹脂に配合された場合、複合材の成分の一つと位置付けられます。材質ごとにポジティブリスト制度が整理されるまで、合成樹脂とともに任意に使用することはできますが、食品衛生法第16条で、「人の健康を損なうおそれがある器具若しくは容器包装は、これを販売し、販売の用に供するために製造し、若しくは輸入し、又は営業上使用してはならない。」とされているように事業者の責任で安全を確保することが求められています。

基材と添加剤は、次のように分けられました。

基材は、「合成樹脂中の重合体であり分子量が1000以上のもの、かつ、常温常圧で固形状のもの」

添加剤は、「原則として分子量が1000未満であり基材の物理的又は化学的性質を変化させ、最終製品中に化学反応せず残存することを意図して用いられる有機低分子物質」とされています。

また、ポジティブリストの対象外として、

i 合成樹脂以外の材質の原材料に該当する物質

例として

- ・熱可塑性を持たない弾性体（ゴムの原材料に該当する物質）
- ・無機物質
- ・天然物（ロジン、ナフサ等の抽出物、蒸留物等を含む。ただし、特定の成分のみを精製して得られた物質および類縁物質群を除く。）
- ・天然物の化学反応物（化学修飾処理されたセルロースを除く。）

が挙げられています。

「特定の成分のみを精製して得られた物質」とは、例えば脂肪酸など炭素数の分布も把握できているものなどがあげられます。

また、「化学修飾処理されたセルロース」は従来、合成樹脂の範疇として扱われてきたことから、対象の範囲とされました。

さらに、

ii 器具・容器包装から放出され、食品に移行して作用することを目的とする物質

iii 帯電防止、防曇等を目的として、器具・容器包装の原材料等の表面に付着させる液体状または粉体状の物質

iv 原材料に含まれる物質が化学的に変化して生成した物質

v 最終製品に残存することを意図しない物質

は、合成樹脂として管理するものではないとして対象外とされています。

もちろん、「自らの責任において安全性の確保を行う」ことが求められています。

多層品については、いくつかの考え方があり、国の通知として示されています。

「全ての層が合成樹脂で構成された層（以下「合成樹脂の層」という。）である場合、法第18条第3項ただし書の規定により、食品に接触しない層については、人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量（以下「おそれのない量」という。）を超えて溶出し、又は浸出して食品に混和しないよう加工されている場合は、ポジティブリストの対象外であること。」

逆にいえば、食品に移行しないということが説明できなければ、すべての合成樹脂層は、ポジティブリストに適合していなければならないということになります。食品に移行しないということを説明するのは、結局は物質を特定したり、厚みや温度、使用時間を限定したりと、いくつもの条件をク

リアしていく必要があります。実務的には、全ての層がポジティブリストに適合しているもので構成されていれば、問題ないので、そのように対応されるケースが多いと思われます。

「食品に接触する層が合成樹脂以外の材質で構成された層（以下「合成樹脂以外の層」という。）であり、当該層以外に合成樹脂の層がある場合は、当該合成樹脂の層はポジティブリストの対象外であること。」

とされています。

例えば、食品接触層が紙で、外側が合成樹脂のフィルムの場合、合成樹脂フィルムはポジティブリストの対象外となります。

食品接触面が紙の場合、紙を浸透して外側の樹脂層にも接触するのではないかというご指摘はよく受けます。その通りなのですが、法律の建付け上、その場合は、食品接触面が合成樹脂ではないので、合成樹脂製の器具容器包装には当たらないとされています。

現時点では紙のポジティブリスト制度が運用されていませんので、紙中に使用されている合成樹脂の扱いとも整合性をとる必要があると思われます。今後、紙のポジティブリスト制度が運用されるようになった際には、外側の樹脂層もポジティブリストの対象となると考えています。

## 4 ポジティブリストの構成と読み方

最初のポジティブリストでは、ポリマーを定義する要件がすべて別表第1第1表、すなわち告示で示されたのに対して、改正ポジティブリストでは、告示では総括物質名を掲げるに留めて、その構成要素は課長通知で示されることになりました。

最初に告示されたポジティブリストでは、ポリマーの名称での記述が基本とされていました。ただし、IUPAC名称、CAS名称、慣用名称などが混在しているものでした。また、エポキシ系、ウレタン系など、反応系が複雑でポリマー名称での記述が困難なものは、構成するモノマーを一覧で記述するという方法でポリマーを表現していました。同様に、塗膜も塗布後の反応物をポリマー名称で記述することが困難なため、構成するモノマーで記述されていました。

ポリマー名称で記述するという方法では、新たなポリマーが出てくるたびにポジティブリストの改正が必要となります。ポリマーの2%未満を占める部分に使用できる微量モノマーリストを制定するという方法で若干の対処がされました。リストに収載されているモノマーだけでは対処できないことなどが指摘されており、再検討されました。

ポジティブリストの再整理の方針に従って、別表第1第1表で管理される基ポリマーが定義されました。今後、他材質のポジティブリスト化が検討される背景を考慮して、表現上は基ポリマーではなく、「基材」として記述されています。

## 別表第1

### 第1表(基材)

物質名	材質区分
イミド結合を主とする重合体	1
エーテル結合を主とする重合体	1
エステル結合を主とする重合体の架橋体	1
エポキシ化合物の架橋重合体	1
カーボネート結合を主とする重合体	1
シロキサン結合を主とする重合体	1
スルフィド結合を主とする重合体	1
フッ素置換エチレン類を主なモノマーとする重合体	1
ホルムアルデヒドを主なモノマーとする重合体	1
イオン交換能及び吸着能のうち一又は複数を有する重合体	1又は3
ウレタン結合を主とする重合体	1又は3
エステル結合を主とする重合体	1又は3
アルケン類を主なモノマーとする重合体	2
共役ジエン炭化水素を主なモノマーとする重合体	2
芳香族炭化水素を主なモノマーとする重合体	2又は3
アクリル酸類を主なモノマーとする重合体	3
アミド結合を主とする重合体(アジリジン又は2-エチル-2-オキサゾリンを主なモノマーとする重合体を含む。)	3
グルコース単独重合体又は化学修飾処理されたセルロース	3
酢酸ビニルを主なモノマーとする重合体の加水分解物	3
塩素置換エチレンを主なモノマーとする重合体	4
被膜形成時に化学反応を伴う塗膜用途の重合体	4又は5

別表第1第1表には、「\*\*\*を主とする重合体」という形で物質名が記述されています。そして、全ての重合体は、別途示される、構成するモノマーの一覧にて定義されることになります。

既存物質のリスク評価方針において、合成樹脂の基材は分子量1,000以上の合成有機高分子物質であり、一般的に分子量は数万～数十万と大きく、摂取されても生体に吸収されない。さらに、食品へ移行する可能性は低く、ばく露量が低いことが明らかであり、適切なリスク管理水準が維持されていると判断できる物質に分類されたと考え方が食品安全委員会でも了解されたということで、このような処置がなされたと考えられます。

モノマーリストの一例を次に示します。

エステル結合を主とする重合体です。たとえば、PET すなわちポリエチレンテレフタレートは、その構成成分である「酸類」の「テレフタル酸」と「アルコール類」の「エチレングリコール」で記述されます。

それぞれの重合体群によって、制限が幾分異なるものがありますが、必須モノマーの組み合わせを主として記述できるポリマーは、ポジティブリストに収載されているとして取り扱うことができます。モノマーリストは「何々を主とする重合体」ごとに整理されているので、表(別紙)をまたがったモノマーの利用はできません。それぞれの表内で完結している必要があります。

## エステル結合を主とする重合体

次の「酸類（1種以上）」又は「アルコール類（1種以上）」及び「酸類（1種以上）」のエステル結合による重合体。この重合体では、「必須モノマー」に「任意の物質」若しくは「任意の化学処理」又はその両方を組み合わせることができる。ただし、エチレングリコール、グリセロール及びプロピレングリコールのうち一又は複数の重合体（重合度4以上のものに限る。）は、重合体の構成成分に対して50%未満であること。

ガラス転移温度又はボールプレッシャー温度が150°C以上の重合体その他これに類するもの（材質区分2及び4に該当するものを除く。）は材質区分1、ガラス転移温度及びボールプレッシャー温度が150°C未満の重合体その他これに類するもの（材質区分2及び4に該当するものを除く。）は材質区分3とする。

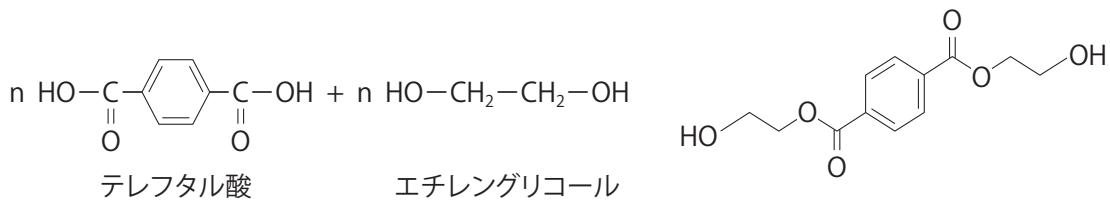
名称	使用制限等
必須モノマー	次のアルコール類及び酸類の合計は重合体の構成成分に対して50mol%以上であること。
酸類	
アジピン酸	メチルエステルを含む。
アゼライン酸	
テレフタル酸	塩化物及びメチルエステルを含む。
アルコール類	
エチレングリコール	・オキシランを含む。 ・重合度4以上の重合体は、重合体の構成成分に対して50%未満であること。 ・分子量1000以上の重合体を含む。
グリセロール	
任意の物質	任意の物質のみで構成される部分は分子量1000未満であること。
アクリル酸2-エチルヘキシル	第2表の通し番号108(1)及び108(2)に該当する重合体の構成成分としての使用に限る。
任意の化学処理	重合体への処理に限る。
物理的再生処理	エチレングリコール及びテレフタル酸の合計が重合体の構成成分に対して50mol%以上の重合体への処理に限る。
末端4-tert-ブチルフェニル化処理	イソフタル酸（塩化物及びメチルエステルを含む。）、テレフタル酸（塩化物及びメチルエステルを含む。）及びビスフェノールAからなる重合体への処理に限る。

グラフト重合体やブロック重合体の場合は、それぞれの部分がモノマー等リストで定義される重合体であればよいとされています。また、区分が異なるポリマーのブロック共重合体の場合、構成比に基づく混合物と見なして、添加量制限が計算されます。

また、微量モノマー部分に関しては、モノマー等リストに収載されている物の重量が98%を超えて含まれていれば、残りの2%未満の成分はモノマーリストに載っていなくても使用できるとされました。ただし、ポリマーの一部となっているものに限ります。遊離してポリマーマトリックス中に混在するものは添加剤（又は不純物等）として取り扱われます。

また、重合する際、モノマー等リストに収載されているものが必ずしも出発物質である必要はありません。モノマー等リストは、出発物質又は重合体のモノマー単位として解釈できればいいことになります。

例えば、ポリエチレンテレフタレートは、エチレングリコールとテレフタル酸の重合体ですが、それらが反応した、ビス-(2-ヒドロキシエチル)テレフタレートを出発物質としてもよいとされます。



第2表は添加剤のポジティブリストです。

物質名と材質区分(ポリマー区分)ごとの添加量制限が記載されています。また、特記事項に種々制限事項や適用範囲が記載されていますので、この特記事項と合わせて使用制限を確認する必要があります。詳細は省略しますが、材質区分1は耐熱材料や架橋体、区分2は炭化水素を主なモノマーとする重合体、一つ飛んで区分4は塩素系、区分3は1,2,4以外、区分5は塗膜限定となっています。

## 5 収載物質の探し方

ポジティブリストを所管する消費者庁のホームページに参考情報としてExcel形式の表が掲載されています。

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards\\_evaluation/appliance/positive\\_list\\_new](https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/appliance/positive_list_new)

この表には、CAS RNo.や英文名称が記載されていますが、もともとの法令に記載されているのは、日本語名称のみです。CAS RNo.はあくまで参考情報ですので、CAS RNo.が無くても、名称で解釈できれば問題ありません。物質によっては、そもそもCAS RNo.の記載のないものもあります。金属塩類は特記事項に適用範囲が記載されています。物質名の欄のみを見て、見逃さないようにしてください。制限事項等も特記事項に記載されていますので、注意が必要です。

また、これまで添加剤の概念で使用してきたポリマー添加剤等は、基材として読めるかモノマーリストを確認してください。分子量1,000以上で、常温で固体のものは基材、常温で固体でないものは通し番号108の添加剤として取り扱います。

ポジティブリストの整理で、総称名に統合されたものがあります。CAS RNo.がキーになりますが、先述のとおりCAS RNo.が網羅されているわけではありませんので、よく確認してください。

食品添加物に整理されたものもあります。特に指定添加物の香料リストに記載されているものもありますので注意が必要です。

よく問われるのは、2020年のポジティブリストには収載されていたのに、改正ポジティブリストでは見つからない というご質問です。

確認するためには、ポジティブリストの再編の考え方を理解することが必要です。厚生労働省のホームページに、再編の意見募集をした際の整理案が示されています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_25201.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25201.html)

2022年4月26日版の第2表の(旧)整理案には、移動先が併記されています。移動先ごとに、

[新整理案]改編ポジティブリストになる予定のもの

[留保]添加剤に該当しない可能性があり調査が必要な物質のリスト

[消除]ポジティブリスト収載対象外のもの 例えは天然物、無機物質など

[統合]同類のものへまとめられたもの

として移動先が併記されており、別途、移動先ごとにリストにもまとめられています。

移動先ごとに、確認するポイントを整理しました。

[新整理案]に収載されたものは、通し番号が振り直されているので改めて確認してください。  
(参考資料のCAS RNo.がキーとなります、先述のとおり、必ずしもCAS RNo.が網羅されているわけではありませんので、最終的には名称で判断してください。)

[留保]については、最終的にどのように処理されたかの確認が必要です。

ポリマー添加剤は基材として管理されています。また、最終的に統合されたものもあります。さらに、意見募集において、意見がなかったものとして削除されたものもありますので最も注意が必要なカテゴリーです。

[消除]については、ポジティブリストの対象外となります。対象外となった理由も整理されたリストには記されています。なお、ポジティブリストの対象外の物質は、ポジティブリストへの収載がなくても引き続き使用可能ですが、事業者においては従前の管理を遵守し、自らの責任において安全性の確保を行う必要があることとされています。ポジティブリストが制定される前と同じように、事業者が責任をもって管理しなさいということです。

[統合]については、統合先が改めて①か②となっている場合がありますので、改めて確認が必要です。統合先が旧通し番号「1666」のものは、現通し番号「412」の食品添加物リストに記載があるものとして整理されたものです。

## 6 食品衛生法の考え方

食品衛生法第3条で、

“食品を取り扱っている事業者に加えて、器具容器包装の製造者、輸入者、販売者においても、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。”

とされています。任せにしていてはいけません。

また、法第16条において、

“有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着して人の健康を損なうおそれがある器具若しくは容器包装又は食品若しくは添加物に接触してこれらに有害な影響を与えることにより人の健康を損なうおそれがある器具若しくは容器包装は、これを販売し、販売の用に供するために製造し、若しくは輸入し、又は営業上使用してはならない。”

とされています。「規格試験に合格していた」、「ポジティブリストに適合していることを確認していた」としても、人の健康を損なうようなことがあってはなりません。それは法違反ということになります。

食品等に係る事業者は、常に、人の健康を損なうおそれがないよう、自らの責任をもって対応していくことが必要です。

さらに、法第18条の第2項において、

“規格に合わない器具若しくは容器包装を販売し、販売の用に供するために製造し、若しくは輸入し、若しくは営業上使用してはならない。”

とされています。食品事業者もまた、使用者として、ポジティブリスト制度を含む規格基準を遵守する義務があります。

## ＜最後に＞

我が国においては、合成樹脂製の食品用の器具・容器包装の安全衛生については食品衛生法と民間の衛生協議会の自主基準によるポジティブリスト管理等が車の両輪となって約50年にわたり機能してきました。

食品接触材料安全センターの設立においては、これまで自主的にポジティブリストによる衛生管理を維持してきた旧衛生協議会の「確認証明書」の仕組みを承継するとともに、取り扱ってきた範囲を広げ、対象となる合成樹脂製の食品用器具及び容器包装全般にわたり事業者を支援する体制を整え、第三者としての情報伝達の手段を提供していきます。

また、今回の改正法を運用していくにあたって、整理していくべき課題がまだ多数ある状況を鑑み、食品接触材料関連のサプライチェーンにおける現在の事業活動が、改正食品衛生法に対応して円滑に継続できるよう、政府機関との調整を引き続き行っていきたいと考えています。

## 塩化ビニリデン技術協議会加盟会社（五十音順）

アールエム東セロ株式会社

岡田紙業株式会社

シールドエアージャパン合同会社

フタムラ化学株式会社

旭化成株式会社

株式会社クレハ

ダイセルミライズ株式会社

ユニチカ株式会社

旭化成ホームプロダクツ株式会社

興人フィルム＆ケミカルズ株式会社

東タイ株式会社

ビニリデン協だより No.86

2025年12月発行

## 塩化ビニリデン技術協議会

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1 住友不動産六甲ビル8階

Tel: 03-6280-5673 Fax: 03-6280-5674 URL: <https://vdkyo.jp/>